

平成 1 8 年度
宇都宮市中期財政計画
(「平成 17 年度中期財政計画」改訂版)

平成 1 8 年 7 月
宇都宮市

目 次

中期財政計画とは		
1	中期財政計画の意義	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置付け	1
中期財政収支試算について		
1	策定にあたって	1
2	計画策定の基本的な考え方	2
3	計画期間及び会計単位	3
4	中期財政収支試算	3 ~ 6
5	財政収支試算表	7 ~ 8
財政収支試算における課題と今後の方策について		
1	収支試算における課題	9
2	財政運営の健全性確保のための方策	9 ~ 12

中期財政計画とは

1 中期財政計画の意義

本市の財政状況は、市税収入において景気回復に伴う伸びが期待できるものの、少子・高齢化の進展に伴い、扶助費や国民健康保険及び介護保険の保険給付費の増加や、これまでの市債発行に伴う公債費の増加など、厳しい状況が予想されている。

また、平成 16 年度から実施された国と地方の構造改革、いわゆる「三位一体の改革」がひとまず決着し、国から地方への税源移譲、地方交付税や国庫補助負担金等の削減がなされるなど、本格的な地方分権時代を迎える中、自主的・自立的な行財政運営がますます求められている。

このような中、本市が今後とも真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来にわたって持続的に発展するためには、健全で安定した行財政運営の確保が不可欠であることから、「中期財政計画」を策定するものである。

2 計画策定の目的

- ・ 中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにすること。
- ・ 財政に関する情報を幅広く提供し、本市の行財政運営への理解を深め、その改善を日常的に着実に進めるための契機とすること。

3 計画の位置付け

- ・ 総合計画基本計画の具体化に向け、財政的視点から基本計画を補完し、実効性を高めるもの
- ・ 中期財政計画、実施計画、予算の一連の計画行政システムにおいて、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、総合計画実施計画の策定や予算の編成・執行及び日常の行政管理にあたっての指針とするもの

平成 18 年度中期財政計画について

1 策定にあたって

- ・ 現在、本市は上河内町、河内町との 1 市 2 町による市町合併に向けた協議を進めているところであり、今後の市町合併に伴い、財政環境を含めた本市を取り巻くすべての状況において、大幅な変化が見込まれている。

- ・ また、市町合併において、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、「合併市町基本計画」の作成に取り組んでいるところである。
- ・ 今後、財政計画の抜本的な見直しが必要となることから、「平成 18 年度中期財政計画」については、「平成 17 年度中期財政計画（平成 18～22 年度）」の必要最小限の見直しを図った改訂版とし、計画期間は平成 19～22 年度の 4 か年とする。

2 計画策定の基本的な考え方

本市が、地方分権時代に相応しい自主的・自立的な行財政運営を展開し、将来ともに持続的に発展するため、以下の事項に基づき計画を策定する。

- (1) 全庁をあげて不断に行財政改革に取り組むとともに、自主財源の充実による弾力的な財政構造を確立し、自主的・自立的な行財政運営を推進することとする。
- (2) 厳しい財政環境の中で、複雑多様化する行政ニーズに的確に対応するため、施策・事業の優先化・重点化により、各種事業の着実な実現と行政サービスの最大化に引き続き取り組むこととする。
- (3) 「宇都宮市財政運営の指針」（平成 15 年度策定）における財政指標等の枠組みの中で計画を策定することとする。

「宇都宮市財政運営の指針」（平成 15 年 7 月策定）の財政指標等

1 財政構造の弾力性の向上

- (1) 経常収支比率 80% 台を目指します。
- (2) 公債費負担比率 15% 以内を目指します。

2 財政運営の長期安定性の確保

- (1) 市債残高を抑制します。
 - ・ 市債は元金償還以内の発行にとどめ、市債残高を抑制します。
- (2) 基金の造成・適正管理を行ないます。
 - ・ 財政調整基金及び減債基金
標準財政規模のおおむね 5% を確保し、両基金合計で 10% 程度、80～90 億円を維持します。
 - ・ 公共施設等整備基金
今後の大規模プロジェクト等に備えるため、約 6 億円を毎年積み立てます。
- (3) 職員数を削減します
定員適正化計画により、平成 20 年度 3,500 人体制を目指します。
(定員適正化計画については、平成 17 年 3 月に「平成 22 年度 3,200 人体制」に改定。)

3 計画期間及び会計単位

- ・ 平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間とする。
- ・ 会計単位は、一般会計とする。(特別会計等については、繰出金等で計上する。)

4 中期財政収支試算

(1) 収支試算にあたって

ア 全般

- ・ 経済成長率は、内閣府の「平成 18 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成 18 年 1 月 20 日閣議決定)」における名目成長率(平成 18 年度 2.0%)に拠る。
- ・ 行財政制度は、現行制度に変更がないものとする。
- ・ 市町合併に係る経費については見込まない。

イ 歳入

(ア) 市 税

- ・ 都市計画税は現行税率の 0.25%で見込む。
- ・ 平成 19 年度からの税制改正(定率減税の廃止,税率の変更)を見込む。

(イ) 国・県支出金

- ・ 平成 18 年度までに確定した国庫補助負担金の廃止・縮減を見込む。
- ・ 建設事業分は、実施計画を参考とする。

(ウ) 市 債

- ・ 臨時財政対策債,減税補てん債は,平成 18 年度をもって終了により見込まない。

(エ) 繰入金

- ・ 財政調整基金からの繰入金については見込まない。

(オ) その他

- ・ 地方譲与税のうち所得譲与税は,平成 18 年度をもって終了により見込まない。
- ・ 地方特例交付金のうち減税補てん分は,平成 18 年度をもって終了により見込まない。

ウ 歳出

(ア) 人件費

- ・ 定員適正化計画により見込む。

(イ) 扶助費

- ・ 決算状況を参考に見込む。

(ウ) 物件費

- ・ 経費の抑制を基本とする。

(エ) 繰出金

- ・ 実施計画及び事業計画を参考とする。

(オ) 投資的経費

- ・ 歳入総額から歳出のうちの消費的経費を差し引いた額とする。

(2) 収支試算の内容

ア 歳入

(ア) 市税

- ・ 市税については、景気回復や収納対策の強化などにより、平成 22 年度の収入率を 93.6%と見込み、収入額の計画期間の平均伸び率は 2.8%と見込んだ。

(イ) 地方交付税

- ・ 普通交付税については、平成 16 年度に不交付団体となり、今後も不交付と予想されることから、計画期間の平均伸び率は 0.0%と見込んだ。

(ウ) 分担金及び負担金

- ・ 分担金及び負担金については、保育費扶養者負担金の収入率の向上などを図ることにより、収入額の計画期間の平均伸び率は 0.4%と見込んだ。

(エ) 使用料及び手数料

- ・ 使用料及び手数料については、住宅使用料の収入率の向上などを図ることにより、収入額の計画期間の平均伸び率は 1.1%と見込んだ。

(オ) 国・県支出金

- ・ 国・県支出金については、歳出の扶助費の増加に連動して増加となることから、平均伸び率は 2.3%と見込んだ。

(カ) 繰入金

- ・ 減債基金，退職手当基金については，取り崩しの基準により見込んだ。

(キ) 市債

- ・ 市債については，元金償還額以内の発行額とすることにより，計画期間の平均伸び率は 8.4%と見込んだ。

(ク) その他

- ・ 諸収入のうち貸付金元利収入については，歳出の貸付金の減少に連動して減少となることから，計画期間の平均伸び率は 2.4%と見込んだ。

イ 歳出

(ア) 人件費

- ・ 平成 17 年 3 月に策定した定員適正化計画により，平成 22 年度に職員 3,200 人体制を基本として算出した。
- ・ 団塊の世代の職員の定年退職に対応するための「定年前早期退職者に対する退職手当の特例制度」の効果を見込んだ。
- ・ 上記の効果により，退職手当が増加するものの，職員給与費が減少することにより，計画期間の平均伸び率は 0.6%と見込んだ。

(イ) 扶助費

- ・ 扶助費については，生活保護費の増加や，公立保育園の民営化に伴う児童保護措置費の増加により，計画期間の平均伸び率は 3.4%と見込んだ。

(ウ) 公債費

- ・ 公債費については，平成 20 年度に償還のピークを迎えるが，元金償還額以内の発行額に抑えることから，平成 21 年度以降は減少となり，計画期間の平均伸び率は 1.4%と見込んだ。

(エ) 物件費

- ・ 物件費については，新規施設開設に伴う管理的経費の増加が見込まれるが，事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底による経費の抑制に取り組むことから，計画期間の平均伸び率は 1.7%と見込んだ。

(オ) 補助費等

- ・ 補助費等については，上下水道事業への負担金等が減少することから，計画期間の平均伸び率は 2.6%と見込んだ。

(カ) 繰出金

- ・ 繰出金については、高齢社会の進行に伴い、介護保険特別会計への繰出金などが増加することから、平均伸び率は2.1%と見込んだ。

(キ) 投資的経費

- ・ 投資的経費については、扶助費が増加するものの、その他の消費的経費の抑制を図ることから、平均伸び率は0.5%と見込んだ。

ウ 財政指標等

(ア) 経常収支比率

- ・ 経常収支比率は、臨時財政対策債が廃止となる平成19年度において88%台となるが、平成20年度以降は減少し、平成22年度には85%台となる。

(イ) 公債費負担比率

- ・ 公債費負担比率は、市債償還のピークを迎える平成20年度において15.0%となるが、平成21年度以降は減少し、平成22年度には13%台となる。

(ウ) 市債残高

- ・ 市債残高は、市債発行を元金償還額以内の借入額に抑えることから、計画期間において、年々減少し、平成22年度には1,000億円(前計画1,100億円)以内となる。

(エ) 基金残高

- ・ 基金残高は、決算剰余金の活用等により、減債基金や公共施設等整備基金に積立を行うこととし、計画期間において、190億円台から200億円台で推移する。

5 財政収支試算表

歳入

区 分	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	予算額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率
市 税	82,365	82,365	55.2	3.7	89,314	89,314	60.7	8.4	90,665	90,665	61.1	1.5
地 方 交 付 税	380	380	0.3	5.0	380	380	0.3	0.0	380	380	0.2	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	2,732	-	1.8	4.0	2,757	-	1.9	0.9	2,761	-	1.9	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	4,629	731	3.1	0.2	4,709	744	3.2	1.7	4,753	751	3.2	0.9
国 ・ 県 支 出 金	21,668	-	14.5	2.0	22,410	-	15.2	3.4	22,457	-	15.1	0.2
市 債	7,098	2,155	4.7	17.2	5,500	-	3.7	22.5	5,000	-	3.4	9.1
そ の 他	30,428	18,219	20.4	5.1	22,097	10,925	15.0	27.4	22,412	11,615	15.1	1.4
うち、地方譲与税	4,495	4,495	3.0	48.1	1,495	1,495	1.0	66.7	1,495	1,495	1.0	0.0
うち、地方特例交付金	2,337	2,337	1.6	18.8	116	116	0.1	95.0	116	116	0.1	0.0
うち、貸付金元利収入	11,214	-	7.5	15.1	10,359	-	6.9	7.6	10,296	-	6.9	0.6
合 計	149,300	103,850	100.0	0.2	147,167	101,363	100.0	1.4	148,428	103,411	100.0	0.9

歳出

区 分	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	予算額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率
1. 消費的経費	127,045	92,596	85.1	1.2	127,248	92,911	86.5	0.2	127,047	92,748	85.6	0.2
(1) 義務的経費	69,227	52,055	46.4	3.6	70,324	52,476	47.8	1.6	70,553	52,605	47.5	0.3
人件費	30,664	28,205	20.6	3.1	30,354	27,926	20.6	1.0	30,123	27,728	20.3	0.8
扶助費	23,603	9,408	15.8	9.6	24,782	9,881	16.9	5.0	25,026	9,985	16.8	1.0
公債費	14,960	14,442	10.0	3.9	15,188	14,669	10.3	1.5	15,404	14,892	10.4	1.4
(2) その他の消費的経費	57,818	40,541	38.7	1.4	56,924	40,435	38.7	1.5	56,494	40,143	38.1	0.8
うち、物件費	19,586	15,390	13.1	3.3	20,200	15,879	13.7	3.1	20,216	15,904	13.6	0.1
うち、補助費等	10,644	10,185	7.1	3.1	10,025	9,600	6.8	5.8	9,961	9,554	6.7	0.6
うち、繰出金	11,982	11,047	8.0	16.8	11,991	11,056	8.1	0.1	11,804	10,868	8.0	1.6
うち、貸付金	11,221	16	7.5	15.1	10,366	15	7.0	7.6	10,302	14	6.9	0.6
2. 投資的経費	22,255	11,254	14.9	5.3	19,919	8,452	13.5	10.5	21,381	10,663	14.4	7.3
うち、公社償還金	1,891	1,891	1.3	69.1	620	620	0.4	67.2	275	275	0.2	55.6
うち、建設事業費	20,364	9,363	13.6	9.0	19,299	7,832	13.1	5.2	21,106	10,388	14.2	9.4
合 計	149,300	103,850	100.0	0.2	147,167	101,363	100.0	1.4	148,428	103,411	100.0	0.9

財政力指数	1.116	1.026	1.032
経常収支比率	88.8	88.1	86.6
公債費負担比率 (うち臨時財政対策債を除く)	14.3 (13.8)	14.9 (14.0)	15.0 (13.8)
市債残高 (うち臨時財政対策債を除く)	126,299 (108,981)	119,189 (102,612)	111,208 (95,546)
元金償還額	12,185	12,610	12,982
3基金残高	20,101	20,659	21,179

(単位 百万円,%)

平成 21 年度				平成 22 年度				H18 - H22 平均伸率
推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	
90,551	90,551	60.7	0.1	91,912	91,912	60.5	1.5	2.8
380	380	0.3	0.0	380	380	0.3	0.0	0.0
2,776	-	1.9	0.5	2,777	-	1.8	0.0	0.4
4,797	758	3.2	0.9	4,841	765	3.2	0.9	1.1
23,034	-	15.4	2.6	23,721	-	15.6	3.0	2.3
5,000	-	3.4	0.0	5,000	-	3.3	0.0	8.4
22,550	11,708	15.1	0.6	23,270	12,683	15.3	3.2	6.5
1,495	1,495	1.0	0.0	1,495	1,495	1.0	0.0	24.1
116	116	0.1	0.0	116	116	0.1	0.0	52.8
10,192	-	6.8	1.0	10,188	-	6.8	0.0	2.4
149,088	103,397	100.0	0.4	151,901	105,740	100.0	1.9	0.4

(単位 百万円,%)

平成 21 年度				平成 22 年度				H18 - H22 平均伸率
推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	
127,801	92,828	85.7	0.6	129,174	93,732	85.0	1.1	0.4
70,611	52,098	47.4	0.1	71,116	52,038	46.8	0.7	0.7
29,844	27,438	20.0	0.9	29,965	27,588	19.7	0.4	0.6
25,890	10,314	17.4	3.5	27,021	10,782	17.8	4.4	3.4
14,877	14,346	10.0	3.4	14,130	13,668	9.3	5.0	1.4
57,190	40,730	38.3	1.2	58,058	41,694	38.2	1.5	0.1
20,490	16,090	13.7	1.4	20,914	16,456	13.8	2.1	1.7
9,782	9,346	6.6	1.8	9,584	9,198	6.3	2.0	2.6
12,520	11,585	8.4	6.1	13,011	12,076	8.6	3.9	2.1
10,199	14	6.8	1.0	10,194	14	6.7	0.0	2.4
21,287	10,569	14.3	0.4	22,727	12,008	15.0	6.8	0.5
49	49	0.0	82.2	35	35	0.0	28.6	63.1
21,238	10,520	14.3	0.6	22,692	11,973	15.0	6.8	2.7
149,088	103,397	100.0	0.4	151,901	105,740	100.0	1.9	0.4

1.030	1.054
86.4	85.6
14.4 (13.3)	13.6 (12.4)
103,603 (88,967)	96,617 (82,968)
12,605	11,986
21,698	22,110

財政収支試算における課題と財政運営の健全性確保のための方策について

1 収支試算における課題

(1) 自主財源の確保

市税収入は緩やかに増加する見込であるが、今後の新たな行政需要等に柔軟かつ的確に対応するためには、更なる自主財源の確保が必要である。

(2) 消費的経費の抑制

扶助費、物件費、人件費等の消費的経費は、生活保護費や退職手当の伸びにより、今後、増加していく見込であり、経常収支比率の上昇等財政の硬直化が懸念される。このため、財政構造の弾力性を保持するためには、消費的経費の抑制が必要である。

(3) 投資的経費の確保

今後の都市基盤整備や魅力あるまちづくり、地域経済の発展のため、投資的経費の確保が必要である。

(4) 基金の適正管理

今後の経済変動や緊急課題に的確に対応するため、基金の適正管理が必要である。

2 財政運営の健全性確保のための方策

財政収支試算において、経常収支比率等の財政指標は、目標値以内を確保しているが、前述の課題に対応するとともに、本市財政の更なる健全化を目指して、以下の方策に取り組むこととする。(下線付きは重点的に取り組む方策)

(1) 財政基盤の充実強化に向けた取組

ア 徴収金の収入率向上

市民負担の公平性確保の観点から、市税については、課税客体の把握について一層の適正化に努めるとともに、休日納税相談窓口の拡大等、収納環境の整備や滞納処分の強化等により収入率の向上に取り組む。また、住宅使用料や国民健康保険税、保育費扶養者負担金など、全ての徴収金について収入率の向上に取り組む。

イ 経済活動の活性化に向けた施策・事業の推進

産業の活性化や市税等の増収を図るため、中心市街地の活性化や現在実施している土地区画整理事業の計画的な推進、新たな都市拠点の整備など、魅力と活力あるまちづくりの施策に取り組む。

ウ 財源の充実・強化

- (ア) 現在、税率を軽減している都市計画税については、今後の都市計画事業を円滑に推進するため、財源確保に向けて、地域経済の回復状況を見極めながら都市計画事業の事業量を精査した上で、そのあり方も含め検討する。
- (イ) 地方分権時代に即した財源の確保を図るため、広告収入の充実などの財源確保に向けた取り組みや、国庫補助負担金等の確保などについて、全国市長会などを通じて国への働きかけを行う。

エ 基金の確保と活用

市債の計画的な償還などに対応するための減債基金や、将来予想される施設の大規模改修等への活用のための公共施設等整備基金、さらには、緊急かつ重要な行政需要に柔軟かつ効果的に活用するための財政調整基金などの確保を図る。

オ 財産の有効活用

自主財源の確保の観点から、公共的利用が見込めない用地については、積極的に処分するほか、駐車場への一時転用等により有効活用を図る。

カ 受益者負担の適正化

市民負担の公平性の観点から、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等の見直しを図る。

キ 財政指標の検討

財政の健全性を確保するための各種財政指標について、社会情勢や本市の財政状況を踏まえ、既存の指標の見直しや、新たな財政指標の設定について検討する。

(2) 行政と民間の役割分担の見直し

ア 行政の関与の見直し

市民主体のまちづくりを進める観点から、「市民協働推進指針」に基づき市民と行政のパートナーシップを推進する。また、「地域でできることは地域で」の考え方にに基づき、市民と連携・協力した地域づくりや施設管理等を推進する。

イ 民営化や外部委託，指定管理者制度の推進

「外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針」に基づき，行政の役割を明確化した上で，住民ニーズ等の変化や民間市場の成熟化等により，民間によるサービス実施がふさわしいものについては民営化を推進するとともに，行政が実施するサービスの中でも，NPO法人，企業等の外部活力の活用が有効なものについては，積極的に外部委託や指定管理者制度を推進する。

(3) 施策・事業の優先化・重点化

ア 地方分権時代にふさわしい自主的な施策・事業の実施

国庫補助負担金の廃止・縮減や税源移譲，いわゆる「三位一体の改革」により，施策・事業の実施においては地方自治体の自主的，自立的な判断が求められている。このことから，十分な市民ニーズの反映や説明責任の達成を可能とする施策・事業選択の仕組みを強化する。

イ 財源配分の適正化

財源の配分にあたっては，施策・事業の実施においては行政評価に基づく厳しい選択を行うなど，今まで以上に市民ニーズを把握し，優先化・重点化を図る。

(4) 事務事業の効率化

ア 行政評価の活用

行政評価を活用して成果に基づく既存の事務事業の評価を行い，事務事業の優先順位を一層精査し，「スクラップ」無くして「ビルド」無しの徹底を図る。

イ 定員管理，給与水準の適正化

行政機能のスリム化や行政サービスの提供方法の見直しに応じた計画的な職員数の縮減に努めるとともに，能力や実績に応じた給与制度等の継続的な見直しを図る。

ウ 経常的な経費の抑制（「もったいない運動」の推進）

全市的な取り組みである「もったいない運動」の精神を全庁に定着させ，職員一人ひとりのコスト意識の向上を図り，さらなる経常的経費の抑制を図る。

(ア) 物件費の抑制

調査研究や設計等の業務委託については、職員自ら能力を発揮すべき業務を安易に委託することがないように、全ての委託業務についてゼロベースの視点で見直しを図る。

(イ) 扶助費、補助金等の見直し

行政評価の活用を図り、目的や効果を十分検証し、抜本的な見直しを図るとともに、社会情勢を踏まえた基準額の検証や、所得制限導入の検討など、重点的な見直しを図る。

(ウ) 繰出金等の抑制

特別会計においては、「特定の歳入をもって事業を実施する」原則を徹底し、経営努力による事務事業や事業費の見直しなどにより、一般会計からの繰出金等の抑制を図る。

(5) 公共施設整備の効率化

ア 工事費の見直しと投資的経費の適正配分

諸経费率等の見直しによる工事費の低減を図ることにより、投資的経費の確保に努め、真に必要な事業への適正配分を行う。

イ 施設整備の適正化

施設の機能や役割等に応じた施設整備を行い、規模やグレード、配置について適正化を図る。

ウ 既存施設の有効活用

新規施設の建設にあたっては、再利用や転用など既存施設の有効活用の可能性を優先的に検討し、利用実態によっては、既存施設の休止・廃止を含めて検討する。

エ 新たな事業手法等の推進

V E方式、設計施工一括発注方式、性能発注方式など、民間企業のノウハウを最大限に活用しながら、公共工事のコスト縮減を推進する。